

報告事項1（意見聴取）

令和3年9月定例府議会提出予定の追加議案について

令和3年9月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和3年11月15日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 動産買入れの件（産業教育振興設備）
- 2 大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件

<参考>

○今後の予定

- 11月22日以降 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取
- 11月26日 意見聴取に対する回答期限
- 11月29日 9月定例府議会本会議開会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	動産買入れの件 (分析システム)	<p>大阪府立茨木工科高等学校及び大阪府立堺工科高等学校で使用する分析システムの購入</p> <p>買入れ金額 1億638万9,800円 買入れ先 大研科学産業株式会社</p>
2	大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件	<p>大阪府立藤井寺支援学校において発生した生徒の負傷事案に関して、損害賠償の額を決定し、民事調停法第16条の規定により調停に合意するため、議決を求めるもの。</p>

第 号議案

動産買入れの件（産業教育振興設備）

大阪府立茨木工科高等学校及び大阪府立堺工科高等学校において使用する分析システムを次のとおり買入れる。

令和3年11月 日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

買入れ金額 1億638万9,800円

買 入 れ 先 住所 兵庫県加東市上滝野668

名称 大研科学産業株式会社 代表取締役 酒井 一

第 号議案

大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件

平成28年4月25日大阪府立藤井寺支援学校において発生した生徒の負傷事案に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、民事調停法（昭和26年法律第222号）第16条の規定により調停に合意する。

令和3年11月 日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

1 損害賠償の額 1,329,240円

2 調停の相手方及び内容

相手方住所	氏 名	内 容
八尾市	伊藤 朱里 上記法定代理人（成年 後見人）伊藤 紀子	1 大阪府は、申立人らに対し、解決金として、金1,329,240円の支払い義務があることを認める。 2 大阪府は、申立人らに対し、1の金員を、令和4年1月25日限り、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、大阪府の負担とする。 3 申立人らは、その余の請求を放棄する。 4 調停費用は、各自の負担とする。 5 申立人らと大阪府は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。